

と き 平成29年8月28日
と ころ 小牧市役所 301会議室

小牧市農業委員会議事録

小牧市農業委員会

第9回小牧市農業委員会総会議事録

1 開会の日時と場所

平成29年8月28日(月) 午前10時30分
小牧市役所 301会議室

2 出席した農業委員

1番	長田 宏	2番	舟橋 稔
3番	亀谷 一夫	4番	落合 茂光
5番	酒井 美代子	6番	山田 利宏
7番	石田 昭代	8番	堀尾 咲子
9番	熊澤 大	10番	伊藤 茂之
11番	伊藤 初美	12番	山田 貴史
13番	川橋 宗之	14番	舟橋 昭治

3 出席した農地利用最適化推進委員

1番	小島 辰己	2番	志村 洋明
3番	関戸 士郎	4番	永井 了
5番	仲村 和隆	6番	西尾 満
7番	長谷川 敏光	8番	船橋 稔
9番	堀尾 利徳	10番	松浦 勝
11番	宮田 文男	12番	安田 喜治

4 欠席した農業委員

なし

5 出席を求められた職員

小牧市農業委員会事務局長	余 語 智
小牧市農政課農業振興係長	余 語 雅文
小牧市農業委員会事務局係長	藤 田 益雄
小牧市農業委員会事務局主事	永 田 智奈未
小牧市農業委員会事務局主事補	松 井 雅仁

議 長

本日は、出席者14名、欠席者0名で、委員の過半数が出席ですので、規則第7条に基づき本総会は成立いたします。また、本日傍聴人はございません。

それでは、ただ今から議事に入ります。議事に先立ち、規則第21条第2項に基づき、議事録署名者を指名させて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

異議なしと認め、議事録署名者は、4番落合茂光委員、5番酒井美代子委員にお願いいたします。

(午前10時30分)

議 長

ただいまから、議事に入ります。

第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請の決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1ページをお願いします。

第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請の決定について説明します。件数は1件です。

農地を耕作目的で取得あるいは賃借権などの権利設定をする場合は、農地法第3条の許可を受けなければなりません。

譲受人が個人である場合の、農地法第3条の許可ができない要件を簡単にご説明します。

①所有または借入農地のすべてを効率的に耕作すると認められない場合。

これは、現在の所有または借入農地に無断転用や耕作放棄地はないか、住所地から申請地までの距離が遠すぎないか、必要な農機具を保有しているか、必要な農作業経験はあるか、などを確認し、不耕作・投機目的での農地取得を抑制しようとするものです。

②耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。

この「常時従事する」の基準は、年間の農作業の従事日数が原則150日以上であることとしています。

③申請地を含めての耕作面積が、下限面積に達しない場合。

この「下限面積」は、小牧市内では2,000㎡としています。

④農地の利用集積等に支障がある場合。となっています。

これらは、現地調査や、農業委員会が年1回調査を行う農家台帳申告書などをもとに判断します。

農地法第3条の許可権者は農業委員会ですので、総会で許可相当であると決定されましたら、農業委員会から許可書を交付することになります。

それでは議案の説明に入ります。

番号1在住のが、小牧市の所有する三ツ渕原新田字北申塚289

番5 田 120㎡を営農効率化のため、取得しようとするものです。

許可要件の検討結果について説明します。

①農地を効率的に利用しない場合の権利取得の禁止

について、農機具は耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、自動噴霧器を所有しています。通作距離は申請地は自宅から約4km、車で15分で通える距離であり、農作業暦は15年です。所有農地に無断転用等もなく、問題ないと考えます。

②農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止

年間の農業従事日数は150日ですので、問題ないと考えます。

③下限面積制限について、申請者の現在の耕作農地面積は7,302㎡であり、本市の下限面積である2反を超えているため問題はないと考えます。

④周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼす場合の権利取得の禁止

について、申請地は社本光永氏の農地に挟まれた細長い形状の土地でありますので、支障はないと考えます。

以上、件数1件、田 120㎡ 総面積 120㎡です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

永井委員

小牧市からどうやってこの土地を取得したのですか。

事務局

この土地はもともと赤道であったので、小牧市が管理しておりましたが、周辺の道路整備により、申請地についてはすでに使われていない部分になっており、今回の払下げ申請により、小牧市から売り渡すことになり農地法の許可申請がなされました。

議 長

他に質問等ありませんか。

【質問、意見なし】

議 長

他に質問もないようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長

全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議 長

次に、第31号議案 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3ページをお願いします。

第31号議案 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について説明します。件数は1件です。

農地法4条は、自己所有地の農地を転用するための許可申請です。

許可権者は愛知県で農業委員会は許可に関する意見を付すこととなります。

許可基準は、大きく分けて立地基準と一般基準があります。立地基準は、農地の位置により第1種・2種・3種の農地区分に分けられそれぞれに許可要件があります。一般基準は、転用者の転用の必要性や資金計画などを審査します。立地基準と一般基準を満たしているものが許可の見込みがあるものとなります。

それでは4条の許可要件の検討結果について説明します。

番号1・・・在住の・・・が、自身の所有する、大草字年上坂5984番8畑2,989㎡のうち1.69㎡に営農型太陽光発電設備の支柱を建築しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率が52.7%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

また、この転用は一時転用であります。一時転用とは、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合における農地転用のことあります。一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用できる状態に回復させることが必要であり、その転用の期間は農地の復元期間を含めて3年以内と決められております。今回の案件は、太陽光パネルの下部は農地のままであり、支柱部分の範囲が一時転用にあたります。そのため、営農型太陽光発電設備の支柱の建築となります。営農型太陽光発電設備であるため、パネルの下部の農地が栽培できない場合は、許可は下ろせません。

それでは、許可案件の説明に戻ります。申請者は現在、申請地にて椎茸の原木栽培をする傍ら、営農型太陽光発電設備の支柱を設置しております。平成26年に申請地を一時転用し平成27年に椎茸の試験栽培と太陽光発電設備の設置を終え、平成28年秋に最初の収穫を迎えました。独自の販売ルートをつくり、一般消費者や地域の料亭から美味しいと好評をいただいております。来月には二度目の収穫期を迎えます。9月までが一時転用の期間のため、現在太陽光発電設備を設置し椎茸の原木栽培をしている申請地にて再度、一時転用の許可申請しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成27年7月1日着工、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

以上、件数1件。畑 2,989㎡のうち1.69㎡、総面積 1.69㎡です。

議長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【質問、意見なし】

議長

発言はないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成です。それでは「やむを得ない」ということで意見決定します。

次に、第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 5ページをお願いします。

第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について説明します。件数は3件です。

番号1 ……在住の……が、……在住の……が所有する、林字東向山122番3畑 66.00㎡ を使用貸借権設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率62.1%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

申請者は現在、借家にて妻と2人で住んでいますが、今後生活していく上で手狭になってくると考えたため、実家に隣接し、父の所有する申請地において分家住宅を建築しようとするものです。

他の検討事項については、資金は借入金、平成29年9月20日着工予定、建蔽率38.27%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号2 ……在住の……が、……在住の……が所有する、南外山字間島28番1田 395.00㎡ を使用貸借権設定し、分家住宅兼美容院を建築しようとするものです。

この農地については、名鉄牛山駅から300m以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

申請者は現在、借家にて妻と子どもの3人で住んでいますが、子供の成長につれて手狭になってきたため、本家に程近く、祖父の所有する申請地において分家住宅を建築しようとするものです。また、申請者の妻、……が美容師の免許を取得してお

り、自身で美容院を営んでいきたいということから分家住宅と併設して美容院を建築しようとするものです。

他の検討事項については、資金は借入金、平成29年10月20日着工予定、建蔽率43.35%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号3 岩倉市に主たる事務所を置く、医療法人羊蹄会が、・・・・・在住の・・・・が所有する、西之島字丁田 1965 番 1 外 1 筆 田 766.00 m²を所有権移転し、病院駐車場を整備しようとするものです。

この農地については、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m以上の道路の沿道で、半径 500m以内に小牧西中学校、三ツ渕小学校などの 2 つ以上の教育施設がある区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

申請者は平成 29 年 3 月に申請地に隣接する西之島字丁田 1954 番 1 外 7 筆 田 7,063 m²を転用し病院建設を進めています。入院患者や外来患者が安心・安全に病院を利用できるように計画を検討してきたところ、駐車場の車道幅を広くし、歩行者専用通路を設置することがよりよい安心・安全に利用できると判断しました。そのため、以前の計画のように駐車場を確保することが難しくなったため、隣接する申請地を駐車場として利用するものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成30年1月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

以上、件数 3 件。田 1,161m²、畑 66m²、総面積 1,227m²です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【質問、意見なし】

議 長

発言はないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員賛成です。それでは「やむを得ない」ということで意見決定します。

次に、第 3 3 号議案 事業計画変更承認願について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 7 ページをお願いします。

第33号議案 事業計画変更承認願について説明します。
件数は1件です。

事業計画変更承認願は、以前に農地転用許可が下りた事案について転用の目的が完了する前に事業計画に変更が起きた際に、その変更についての承認をするものであります。本来であれば事業計画変更の承認願は議案にはのせませんが、今回の場合隣地にて新たな土地の許認可があるため、議案にのせています。

それでは事業計画変更承認願案件について説明します。

番号1 岩倉市に主たる事務所を置く、医療法人羊蹄会が・・・在住の・・・の所有する、西之島字丁田 1954 番 1 外 7 筆 田 7,063 m²を所有権移転または賃借権設定し、病院を建築しようとするものです。

この農地については、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道で、半径500m以内に小牧西中学校、三ツ渕小学校などの2つ以上の教育施設がある区域にある農地であるため、第3種農地と判断され、農地転用の許可がされました。

転用者は、岩倉市、北名古屋にて診療所及び介護事業所・高齢者住宅を運営しています。

小牧市内において、救命救急センターは、小牧市民病院が指定されております。本来、救命救急センターは、高度医療が必要な重篤患者を受け入れるところでありますが、小牧市民病院の時間外診療待合室は、風邪や小児の発熱などの軽度患者で溢れかえっているのが現状です。そのような状態では、本来の救命救急センターの任務遂行に支障があり、高度医療を担当する医療機関への軽度患者の集中の緩和が救急医療体制の課題となっています。申請地周辺は病院がなく、診療所も少ないエリアであり、地域住民からも救急医療の充実が求められています。そのエリアで、救急病院を新たに建設し、時間外・休日の軽度患者も受け入れることで、救急医療の受け入れ体制や医療の空白地の療養環境の改善をはかろうとするものです。

他の検討事項としては、資金は自己資金と借入金、平成29年4月1日着工開始、建蔽率26.3%、周辺農地に支障はなく、平成29年3月27日に農地転用許可が下りました。

以上、件数1件。田 7,063m² 総面積 7,063m²です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【質問、意見なし】

議 長

発言はないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員賛成です。それでは「やむを得ない」ということで意見決定します。
次に、第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願の決定について、
を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

まず最初に、前回の農業委員会総会でご質問いただきました生産緑地面積を報告させていただきます。生産緑地の当初面積（平成4年12月4日）は、76.96ha。
現在の面積（平成29年8月28日）は49.7haです。

それでは、議案書 9ページをお願いします。
第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願の決定について説明します。
件数は1件です。

番号1・・・在住の申請人・・・が、西之島字旦那畑1448番 畑 674㎡を、
主たる従事者である・・・・の・・・により農業を継続することが不可能となったため、
生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明願が提出されました。現地
調査で、営農状況を確認した結果、カボチャ、ナス、里芋などが作付けされていました。

以上、件数1件、畑 674㎡ 総面積 674㎡ です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【質問、意見なし】

議 長

発言はないようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、原案通り承認することに決定します。
次の第35号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について、及び第36号議案 農地利用集積円滑化事業規程変更の承認
についてですが、この案件については、尾張中央農業協同組合の関係案件ですので、
職務代理に議長を交代します。

職務代理

では、次の第35号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を上程します。本議案中、長田会長には退席していただきます。暫時休憩とします。

【休憩】

職務代理

休憩を解き議事を再開します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 11ページをお願いします。

第35号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。件数は20件です。

さきほど審議した3条許可とは異なる法律によるもので、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の権利設定の申請です。「利用権設定」と言われるものです。

利用集積円滑化団体である、農協を介した利用集積です。農協を仲介して、持ち主の異なる農地を、同じ担い手の人々がまとめて利用し、効率的に利用しようとするものです。今回の議案は、いったん農協が借りて、同時に実際に耕作する人に貸すという形の議案になります。

番号1 借り人 尾張中央農業協同組合が、貸し人・・・の、三ツ渚字西池田 209番1 外1筆 田 487 m²に、10年の使用貸借権を設定するものです。

番号2 借り人アグリ尾張中央が、貸し人尾張中央農業協同組合の、三ツ渚字西池田 209番1 外1筆 田 487 m²に、10年の使用貸借権を設定するものです。

以下20番まで利用集積円滑化団体である、農協を介した利用集積です。

総面積は農協の借受けと貸付けの面積を計上して 21,200 m²です。(実際の土地面積は半分の 10,600 m²)

件数20件。田 21,200 m² 総面積 21,200 m²です。

職務代理

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

舟橋昭治委員

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の条文の内容を分かり易く説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程には、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画を定めなければならないとあります。

宮田委員

農用地利用集積計画を策定してそれに基づいてということか。

事務局

利用集積円滑化団体すなわち農協となりますが、その農協が計画し、その計画の決定を農業委員会が行うため議案にかけております。

仲村委員

議案書の「対価又は借賃」が0円なのはなぜですか。

事務局

賃借料の金額なので、今回は使用貸借権のため賃借料が発生しないので、0円と表記しております。

宮田委員

土地代（固定資産税）は、地主が払っているのか。

事務局

固定資産税については、土地所有者が負担していると思われます。ここで言う賃借料はあくまでも土地の貸し借りで発生する賃借料のことです。

落合委員

この権利の設定は、土地登記簿に載るのか。

事務局

土地登記簿には載りません。

舟橋昭治委員

利用集積円滑化団体というのは、具体的にどんな団体なのか。

事務局

利用集積円滑化団体は、農協のことです。小牧市では、農協のみです。

職務代理

その他、質問・意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

職務代理

本案件について、原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

職務代理

全員賛成ですので、原案通り承認することに決定します。

次に、第36号議案 農地利用集積円滑化事業規程変更の承認について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 17ページをお願いします。

第36号議案 農地利用集積円滑化事業規程変更の承認についてです。
件数は1件です。

「農地利用集積円滑化事業規程」とは、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程のことではありますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、事業を実施するに当たっての調整等を図る関係機関についての一部変更の承認をお願いするものであります。

内容といたしましては、「県農業会議」から「都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」へ変更するものであります。

以上で、第36号議案の説明を終わります。

職務代理

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

舟橋昭治委員

農業経営基盤強化促進法第11条の12と条文が議案書にあり、参考には第4条とありますが、どちらが正しいのでしょうか。

事務局（余語係長）

まず、農地利用集積円滑化事業についての説明をさせていただきます。

農地利用集積円滑化事業は、もともとは国の法律である農業経営基盤強化促進法があり、こちらの法律に基づき、農協が行う農地利用集積円滑化事業の規程を作っています。農地利用集積円滑化事業の内容は、主に農地所有者の方々の代理事業と農地の売買等の事業行っており、この2つの事業を行う場合の規程が農地利用集積円滑化事業規程です。この規程は、法律を基に作成されており、変更が生じた場合も法令により農業委員会の決定を経た上で、市町村の承認が必要となっております。この規程が議

案書にあります農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 で規程されております。今回の変更は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴う変更です。そして、今回変更があった箇所は、農地利用集積円滑化事業規程の第 4 条に規程されている部分の変更です。

舟橋昭治委員

農協が 6 月の総代会で 4 条の規定が変更されているが、それに基づいての変更ということか。

事務局（余語係長）

農協の 6 月の総代会で農地利用集積円滑化事業規程の変更をして良いかの決定がなされ市に変更承認の依頼があり、そして市から農業委員会へ決定の依頼がなされました。

職務代理

その他、質問・意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

職務代理

本案件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

職務代理

全員賛成ですので、承認することに決定します。尾張中央農業協組合に関する案件は終わりましたので、長田会長の退席を解き、議長を交代します。暫時休憩とします。

【休憩】

会 長

休憩を解き議事を再開します。次に報告事項に入ります。

次に報告事項に入ります。報告第 3 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告第 3 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局の説明を求めます。

議事録

それでは、報告事案について説明いたします。
議案書 19 ページをお願いします。

報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてです。
件数は16件です。

番号1 が、小松寺字上仲田630番1 田 738㎡の内616㎡を宅地造成しようとするものです。

以下16番まで。田 2,694㎡ 畑 1,562.30㎡ 総面積 4,256.30㎡です。

つづきまして、議案書 23ページをお願いします。

報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてです。
件数は15件です。

番号1 株式会社名古屋オイルレスが、. の所有する、本庄字白池847番外4筆 田 3,720㎡に工場1棟を建築しようとするものです。

以下15番まで。田 6,345.13㎡ 畑 1,029㎡ 総面積 7,374.13㎡です。

つづきまして、議案書 27ページをお願いします。

報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。
件数は3件です。

番号1 . . . 在住の から、大草字七重3644番1 外17筆 田 159㎡ 畑 10,810㎡の相続の届出がされたので受理しました。

以下3番まで。田 3,244㎡ 畑 15,980㎡ 総面積 19,224㎡です。

議 長

報告は終わりました。質問等がありましたら発言してください。

【質問、意見なし】

議 長

その他、質問・意見等ありませんか。

議 長

他に、発言もないようですので、計34件の報告を完了します。
これをもちまして、第9回小牧市農業委員会総会を終了します。

(午前11時28分)

上記の経過、要領及び結果を証するため議事録署名者において署名押印する。

平成29年8月28日

小 牧 市 農 業 委 員 会

会 長

委 員

委 員